

①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用

②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト②を使用

③当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

【チェックリスト①】

製造メーカー名：(株)●●製作所			機種：●●●●●印刷機	型式：●●-●●●			
		製造業者記入欄		証明者 チェック欄			
「最新モデル」 に該当するか	下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。 (ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※1)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。 (イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。	①. 該当	2. 非該当	販売開始年度：2014年度	取得等をする年度：2014年度		
	該当要件 「生産性向上」 に該当するか	当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。	①. 該当	2. 非該当			
<u><比較指標></u> (*）以下の1～5までのいずれかの指標で比較。							
		①. 生産効率					
		【 単位時間あたりの生産量 】					
		2. エネルギー効率					
		【 】					
		3. 精度					
		【 】					
		4. 省資源効率					
		【 】					
		5. その他					
		【 】					
		<u><指標数値></u> (*）比較する指標の数値・単位を記入。 (一代前モデル)： 10,000 枚/時 (2010 年度販売) (当該設備)： 12,000 枚/時 (2014 年度販売)					
		$\{(12,000-10,000) \div 10,000\} \div 4 \text{ 年} = 5\%$					
		<u><生産性向上></u> 年平均：5%					
先端設備の当否			①. 該当	2. 非該当			

(※1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：4年、器具備品：6年並びに建物及び建物附属設備：14年とする。

(※2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。）が取得又は製作をするもののみが対象となる。

注意：最低取得価格以上とは、機械装置 単品 160 万円 工具及び器具備品 単品 120 万円(単品 30 万円かつ合計 120 万円を含む) 建物及び建物附属設備 単品 120 万円(建物附属設備は、単品 60 万円かつ合計 120 万円を含む) ソフトウェア 単品 70 万円(単品 30 万円かつ合計 70 万円を含む)